

【ナイト・デポジット規定】

1. 当組合は、ナイト・デポジットご使用のため入金袋、投入口の鍵を貸与致します。
2. 入金袋は、ナイト・デポジット以外には使用出来ません。
3. 入金袋を投入口にご投入の場合は、入金袋1個毎に次のものを入れ施錠のうえご投入下さい。その場合入金袋が確かに下に落ちたか否かをお確かめ下さい。
 - (1) 入金資金
 - (2) 入金票（当座預金の場合は当座預金入金帳）
 - (3) 当座預金以外の場合は預金通帳
4. 2個以上の入金袋を利用する場合には、最も少ない番号を持つ入金袋に当座預金の場合は当座預金入金帳、当座預金以外の場合は入金票の他預金通帳を入れてください。

なお当座預金の場合、入金帳を入れる入金袋以外に入金袋には当座預金入金帳より当座入金票のみを切離して入れて下さい。
5. 入金票には次の如くご記入ください。
 - (1) 預金者氏名
 - (2) 当日使用する入金袋の合計個数及び当該入金票を入れる入金袋の番号
 - (3) 当該入金袋に入れた入金資金の合計
 - (4) 当座預金以外の場合は預金通帳番号
6. 当組合は部店長（又は役職者）及び担当者立会の下に入金袋を開き、入金資金と入金票金額の一致を確かめたうえ入金袋を開いた日の日付でご指定の預金口座に入金の手続を致しますので、遅滞なく受入金額を確認してください。
7. 入金袋に施錠されていない場合、入金資金と入金票金額の一致しない場合、その他入金袋の内容に関し疑いのある場合には電話その他の方法によってご連絡し、ご指図に従って処理することと致します。
8. 投入口よりご投入された入金袋については、上記6によりその内容を確認するまでは当組合は一切責任を負いません。
9. 入金の手続を終了した場合には、入金袋、当座預金入金帳又は預金通帳をお返し致します。
10. 入金袋、投入口の鍵などの保管については十分に注意を払い、万一紛失、盗難などの事故が発生した場合には直ちに当組合にお届け下さい。

なお、この場合にはその再製費又は修理費を頂きます。
11. 夜間金庫の利用にあたり、災害・事変その他の不可抗力による損害、投入口扉の不完全な閉扉、入金袋の不完全な施錠、その他当組合の責めによらない事由により生じた損害については、当組合は責任を負いません。

また、この夜間金庫について次に定める目的によらない利用が行われ損害が生じても、当組合は責任を負いません。
当店における本人名義の当座勘定、普通預金、その他の預金へ入金するため窓口営業時間外に利用してください。
12. ナイト・デポジットのご利用は、手数料の未納または当組合の都合により何時でも解約出来ます。解約その他の事由により本契約が終了したときは、当組合より貸与した入金袋及び入金袋鍵、投入口の鍵などを直ちにご返戻頂きます。
13. 夜間金庫使用にあたり当組合所定の手数料（使用料、入金袋借料）等を申受けます。（解約等による場合は日割計算にて返金はしません。）
14. 夜間金庫使用の使用料については、毎月私（当社）の（普通預金・当座預金）指定した口座より自動引落して下さい。

なお、これについては預金規定にかかわらず、払戻請求書、小切手及び通帳等は別途提出することはいたしません。
15. この夜間金庫の利用権は譲渡・転貸または質入することはできません。

なお、投入口鍵、入金袋および入金袋正鍵についても同様とします。
16. この規定に定めのない事項については、当組合当座勘定規定、普通預金規定等の該当する預金規定により取扱います。
17. 規定の変更
 - (1) この規定の各条項その他の条件は、金融情勢の状況の変化その他相当の事由があると認められる場合には、当組合ウェブサイトへの掲載による公表その他相当の方法で周知することにより、変更できるものとします。
 - (2) 前項の変更は、公表等の際に定める適用開始日から適用されるものとします。

以上